

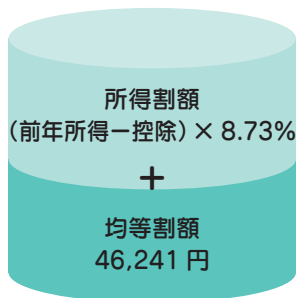
後期高齢者医療に 関するお知らせです

☎ 国保年金課年金高齢医療係 (☎ 82-1209) ・ 山口県後期高齢者医療広域連合 (☎ 083-921-7111)



平成 22 年度の保険料が決まりました

保
険
料



このたび、平成 22 年度の後期高齢者医療保険料が決まりましたのでお知らせします。保険料の所得割率 (8.73%) と均等割額 (46,241 円) は、「山口県後期高齢者医療広域連合」により県内均一に設定されています。7 月中旬に加入者のみなさんに保険料額決定通知書等を送付します。

なお、保険料には限度額が設けられています。上限額は所得に関係なく年間 50 万円です。

被保険者証を更新します

被保険者証の有効期限は 7 月 31 日です。現在お持ちの被保険者証 (うすい緑色) は、8 月 1 日以降使用できません。お手数ですが、各自で処分してください。新しい被保険者証 (オレンジ色) は、7 月中旬から簡易書留郵便で送付します。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。入院時に医療機関に提示することで、食事代などが減額され、医療機関での窓口負担も一定額までとなります。

現在、減額認定証 (有効期限 7 月 31 日まで) の交付を受けている人で、

①平成 22 年 8 月以降の認定区分が【区分Ⅰ】※1 に該当する人

▶ 8 月上旬に新しい減額認定証を直接送付します。(平成 22 年度から自動更新になります。申請書提出の必要はありません) 減額認定証受領後は、医療機関へご提示ください。

②平成 22 年 8 月以降の認定区分が【区分Ⅱ】※2 に該当する人

▶ 7 月下旬に山口県後期高齢者医療広域連合から「申請のお知らせ」と「申請書」を送付しますので、必ず 8 月 31 日までに国保年金課で更新の手続きをしてください。

なお、減額認定証は申請を行った月の初日から有効となります。

◎申請時に持参するもの

○後期高齢者医療制度の被保険者証

○平成 21 年度の減額認定証 (お持ちの人)

※現在「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの人で、認定期間内の入院日数の合計が 91 日以上の場合、病院の領収書等、入院日数が確認できる書類もご持参ください。

※1【区分Ⅰ】

世帯の全員が住民税非課税であり、各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が 0 円となる世帯に属する人 (収入が年金のみの場合は、年金収入 80 万円以下の人) または老齢福祉年金受給者

※2【区分Ⅱ】

世帯の全員が住民税非課税である世帯に属する人